

税目		年度	16
県民税	個人	所得割	
		(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 1% ※ (イ)について、税率1%の特例を創設 (~平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6% (創設(平成16年1月～))	
		配当割 上場株式等の配当等に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等)に係る税率 3% 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)	
法人	税率		
	利子割	税率	
事業	個人	事業主控除等	
		税率	
		事業専従者控除等	
業	法人	右に掲げる法人以外の法人(資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年] 10億円超 7.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年] 10億円超 7.9% 収入金額課税法人 収入割 1.3%
		税率	
		その他	
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税(県たばこ消費税)			



税目		年度	19
民 人 税	個 人	所得割 税率	所得割
			(1) 一律 4%
			(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率
			(イ) 長期譲渡所得 2%
			(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)
			① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
			(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得
			① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
(ニ) 短期譲渡所得			
① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%			
② 国等に対する譲渡である場合 2%			
(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%			
上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.2%			
(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%			
(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率			
①又は②のいずれか多い金額			
① 4.8%			
② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)			
法人	税率		
利子割	税率		
事 業 税	個 人	事業主 控除等	
		税率	
		事業 専従者 控除等	
業 税	法 人	税率	
		その他	
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

20	21
<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 5%  (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%  (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成21年度) 1.2%</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等に係る配当等に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%〕</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%〕</p>
<p>右に掲げる法人以外の法人(資本金等1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%</p> <p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超800万円以下 4.0%</p> <p>年800万円超及び清算所得 5.3%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%〕</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7%</p>	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長された〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長された</p>
<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用</p>	

税目		年度	22	23
県民税	個人	税率		配当割 [ 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ] 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% [ (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%) ]
		法人	税率	
	利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等		
		税率		
	事業専従者控除等			
法人	税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] 収入金額課税法人 収入割 0.7%	
	その他			
地方消費税				
不動産取得税				
県たばこ税(県たばこ消費税)		平成22年10月1日以降の売渡し等分		
		税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円		
		旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円		

24	25
<p>所得割 退職所得に係る10%の税額控除の廃止 (平成25年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>
<p>税率 4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する</p>	
	<p>平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>

税目		年度	26	
民 人 税	個 人 税 率	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額〕		
		所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を越える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成29年3月31日までの譲渡)		
		配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当割) 5%		
		株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)		
民 人 税	法 人 税 率	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用		
		利子割 税率		
	事 業 税	事業主 控除等 税率		
業 人 税	事 業 者 専 従 者 控 除 等 税率			
		法 人 税 率	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年800万円超 6.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.7%</p> <p>特別法人 所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.4% 年400万円超 4.6% 〔ただし、一定の協同組合等については〕 年10億円超 5.5% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.6% 〔ただし、一定の協同組合等については〕 年10億円超 5.5% 収入金額課税法人 収 入 割 0.9%</p>	
	右に掲げる法人以外の法人(資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割			
業 人 税	税率	年400万円以下 2.2% 年400万円超800万円以下 3.2% 年800万円超 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.3%		
その他		※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用		
地方消費税	1 譲渡割 一定税率 63分の17 2 貨物割 一定税率 63分の17			
不動産取得税				
県たばこ税(県たばこ消費税)				

27	28	29
<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p>		<p>所得割</p> <p>(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p> <p>(3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p>
<p>資本金等1億円超の法人</p> <p>付加価値割 0.72% (0.96%)</p> <p>資本割 0.3% (0.4%)</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 1.6% (0.9%)</p> <p>年400万円超800万円以下 2.3% (1.4%)</p> <p>年800万円超 3.1% (1.9%)</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (1.9%)</p>	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 0.3%</p> <p>年400万円超800万円以下 0.5%</p> <p>年800万円超 0.7%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7%</p>	
<p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。下段( )内の税率については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	<p>※平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>平成28年4月1日以降の売渡し等分税率</p> <p>紙巻たばこ等 1,000本につき860円</p> <p>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき481円</p>	<p>平成29年4月1日以降の売渡し等分税率</p> <p>紙巻たばこ等 1,000本につき860円</p> <p>旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき551円</p>



税目		年度	30	31
県民税	個人	税率		
	法人	税率		
	利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等		
		税率		
	法人	事業専従者控除等		
		税率		
業人	税率			
	その他			
地方消費税				
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)		平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき656円	平成31年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき860円	

## 県税の税率等の推移（その2）

税目	年度	29	30	31	32	33	34	35
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税, 地 方税として の入場税を 含む。)		入場税を国税に移譲し, 第3種の施設の利用に 対し娯楽施設利用税を 課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踊場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競 技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円			ゴルフ場に対し定額 課税を採用した 1人1日 200円			
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税, 遊興飲食税)		芸者等の花代 100% カフェー・バー等20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10%  (非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円 1品価格 50円以下	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10%  (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下  (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用		芸者等の花代及びカ フェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の 飲食 10%  (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下			

税目	年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税, 地 方税とし ての入場 税を含む。)		(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の税 率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%				(1) ゴルフ場の 定額課税の税 率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴ ルフ場所在市 町村に対して 1/6交付				
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税, 遊興飲食税)		◎ 名称を料理 飲食等消費税 に変更した  (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の 消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館におけ る宿泊の料金 (1泊につき 2食までの料 金を含む) 10%  (旅館における 基礎控除) 800円				(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円  (奉仕料控除) 旅館及び飲食店 等における特定 の奉仕料(料金 の10%以下等) は課税標準から 控除することと した			(税率) 1人1回の消費 金額 10%  (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	

46	47	48	49	50	51
<p>ゴルフ場所在市町村に対して 1/3交付</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税を定額課税に統一 1人1日 600円</p>	<p>(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して 1/2交付</p>			
<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円  (旅館における基礎控除) 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円</p>	<p>(旅館における基礎控除) 1,500円</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円</p>	

税目	年度	52	53	54	55	56	57	58	59	60
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税)		(1) ゴルフ場(ゴ ルフ場に類する 施設を含む。) の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税 (月額) 税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円						(1) ゴルフ場(ゴ ルフ場に類する 施設を含む。) の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税 (月額) 税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		
		(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基 礎控除) 2,000円				(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基 礎控除) 2,500円		
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税)										

61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された (3) 税率 1人1日800円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付											
			名称が特別地方消費税に変更された(税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/5の範囲内で交付						(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/2の範囲内で交付			平成12年4月1日から廃止	